

## 特別委員会活動計画作成について

### 1 特別委員会所管事項調査項目

- ・ 様々な差別の解消に向け、既存の条例との整合を図りながら、新たな条例制定も視野に入れ、調査・検討を行うこと。

### 2 活動計画について協議

< 6月1日（月） >

- (1) 特別委員会の所管事項に基づき、調査項目を絞る。
- (2) 最終の目標、調査期間について協議する。  
(例：提言、予算への反映など)
- (3) (1) の調査項目にかかる具体的な調査方法及び内容を検討する。  
(いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論）で、どのような内容の調査を行うかなど)

※ 委員会が活動していく中で、活動計画に変更が生じた場合は、その都度、活動計画の修正を委員会で協議する。

### 3 活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。